

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する寄附者からの申請を受け付け、特例申請書を收受・保管し、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。</p> <p>【具体的な事務】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管</li><li>・申請内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管</li><li>・申告特例の求めを行った者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付</li></ul>
③システムの名称	eLTAX(審査システム)、ふるさと納税業務管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第4項</li><li>・地方税法附則 第7条第5項、第12項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 実施する</li><li>2) 実施しない</li><li>3) 未定</li></ul>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域経済振興課
②所属長の役職名	地域経済振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 市民生活部環境・経済室地域経済振興課管理係

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人未満(任意実施) 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

### 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

〔 基礎項目評価書 〕	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[ ] 十分である		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・オンライン申請を導入し、人手が介在する作業を減少させた。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへ対策を講じている。申請書が届き次第、速やかに処理を行い、複数人での確認や上長による最終確認を行っている。		
9. 監査				
実施の有無		[ ○ ] 自己点検		[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発				
従業者に対する教育・啓発		[ ] 十分に行っている		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策		[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]		
		<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】		[ ] 十分である		
判断の根拠		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
		特定個人情報の提供・移転に関するルールとして、芦屋市特定個人情報の取扱いに関する管理規程を策定しており、当該規程に従った運用を行っている。また、IP制限により、府外からのシステム利用を制限し、かつシステム利用者をID及びパスワードにより限定した上で、次の項目についてログの記録を行っており、この記録を定期的に分析している。 ・ログインパスワードは定期的に変更 ・データ管理にし、特定個人情報の記載された資料を出力しない ・書類・媒体等の持ち運びは基本行わず、やむを得ず行う場合は必ず記録する ・特定個人情報ファイルの削除・廃棄記録 ・削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等 ・特定個人情報ファイルを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)の記録 これらの対策を講じていることから、不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		